

個人番号（マイナンバー）提供書

令和8年1月1日現在の住所が
大阪市外の方のみご使用ください

※令和8年1月1日現在の住所が大阪市外の方で
令和8年度住民税課税証明書を提出できる方は不要で
す。

○利用目的

大阪市営住宅への入居の申込みに係る審査のための特定個人情報（住民票関係情報（※1）、地方税関係情報（※2））の確認に利用します。

※1 住民票関係情報の確認は、申込み受付日時点で大阪市内に居住している（住民登録をしている）方に限ります。

※2 令和8年1月1日時点で大阪市外に居住していた（住民登録をしていた）方の地方税関係情報については、当該市町村に照会（情報連携）します。

なお、他市町村への照会（情報連携）を行う場合は、原則として、対象者の「マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）」に照会元自治体名（大阪市）が表示されます。

○本書をご提出いただく際に必要なもの 《記載の方全員分が必要です。》

※個人番号および身元確認のため、「①」又は「②＋身元確認書類」のいずれかの提示が必要になります。

①個人番号カード
（身元確認書類の添付は不要）



②個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 等（※3）
＋身元確認書類（運転免許証、パスポート又は住基カード等のうち1種類）（※4）

※運転免許証、パスポート又は住基カード等がない場合は、

医療保健者から交付された資格確認書（国民健康保険を除く）、年金手帳、児童扶養手当証書、

公的機関が発行した氏名・生年月日または住所が記載されている

書類等の中から2種類必要です

（※3及び4の詳細については裏面に記載）

令和8年1月1日現在
大阪市内にお住まいの
方は、不要です

○郵送にて提出される場合・・・本書（原本）に次のコピーを添付のうえ送付してください。

【①をお持ちの方】 ①の表面及び裏面のコピー

【②のみをお持ちの方】 ②及び身元確認書類のコピー（氏名、現住所、生年月日を確認できるもの）

○窓口にて提出される場合・・・「①」又は「②＋身元確認書類」をご持参ください。

＜提供欄＞（大阪市長あて）上記利用目的に同意のうえ、次のとおり個人番号を提供します。

令和		年		月		日	
申し込みされた住宅				番号	区名	住宅名	
					区	住宅	
本人	氏名	住所	(現住所) (〒 -)	(令和8年1月1日現在の住所) (〒 -)	☐ 現住所と同じ	事務処理欄 (本人確認)	
						☐ 個番カード ☐ 住民票等＋ 還免 旅券 住基 身障手 精障手 療育手 在留 特永駐 (その他)	
続柄	氏名	住所	☐ (現住所) (〒 -)	(令和8年1月1日現在の住所) (〒 -)	☐ 現住所と同じ	事務処理欄 (本人確認)	
						☐ 個番カード ☐ 住民票等＋ 還免 旅券 住基 身障手 精障手 療育手 在留 特永駐 (その他)	
続柄	氏名	住所	☐ (現住所) (〒 -)	(令和8年1月1日現在の住所) (〒 -)	☐ 現住所と同じ	事務処理欄 (本人確認)	
						☐ 個番カード ☐ 住民票等＋ 還免 旅券 住基 身障手 精障手 療育手 在留 特永駐 (その他)	
続柄	氏名	住所	☐ (現住所) (〒 -)	(令和8年1月1日現在の住所) (〒 -)	☐ 現住所と同じ	事務処理欄 (本人確認)	
						☐ 個番カード ☐ 住民票等＋ 還免 旅券 住基 身障手 精障手 療育手 在留 特永駐 (その他)	
続柄	氏名	住所	☐ (現住所) (〒 -)	(令和8年1月1日現在の住所) (〒 -)	☐ 現住所と同じ	事務処理欄 (本人確認)	
						☐ 個番カード ☐ 住民票等＋ 還免 旅券 住基 身障手 精障手 療育手 在留 特永駐 (その他)	

(提供欄が不足する場合は裏面へ)

事務処理欄	受付	受付番号	備考	入力	確認	
		第	号			
		システム入力日				
		年 月 日				

<提供欄（表面の続き）>

続柄	氏名		住所	☐ 本人と同じ	(現住所) (〒 -)	☐ 個番カード ☐ 住民票等+	運免 旅券 住基 身障手 精障手 療育手 在留 特永駐 (その他)
	個人番号			☐ 現住所と同じ	(令和8年1月1日現在の住所) (〒 -)		
続柄	氏名		住所	☐ 本人と同じ	(現住所) (〒 -)	☐ 個番カード ☐ 住民票等+	運免 旅券 住基 身障手 精障手 療育手 在留 特永駐 (その他)
	個人番号			☐ 現住所と同じ	(令和8年1月1日現在の住所) (〒 -)		
続柄	氏名		住所	☐ 本人と同じ	(現住所) (〒 -)	☐ 個番カード ☐ 住民票等+	運免 旅券 住基 身障手 精障手 療育手 在留 特永駐 (その他)
	個人番号			☐ 現住所と同じ	(令和8年1月1日現在の住所) (〒 -)		

(参考) 番号確認書類、身元（実存）確認書類について

本人確認	
番号確認	身元（実存）確認
個人番号カード（裏面） 【番号法（※5）16】	個人番号カード（表面） 【番号法（※5）16】
個人番号カードをお持ちでない方は以下の書類が必要です。	
個人番号が記載された 住民票の写し・住民票記載事項証明書 【番号法施行令（※6）12①】 又は 通知カード【デジタル手続法（※7）附則6②】 ※通知カードは、法改正により令和2年5月25日に廃止されましたが、経過措置により、 通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り 、引き続き番号確認書類として使用可能です。	【顔写真付き身分証明書（次の書類のうち1つ）】 【番号法施行規則（※8）1一・二】 ○ 運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書 ○ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの 【上記の書類の提示が困難な場合は、次の書類のうち2つ以上】 【番号法施行規則（※8）2③】 ○ 医療保健者から交付された資格確認書（国民健康保険を除く）、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書（注） ○ 官公署等から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（ i 氏名及び ii 生年月日又は住所が記載されているもの）

(※5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
(※6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）
(※7) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）
(※8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府令・総務省令第3号）
(注) 令和2年10月からの健康保険法等一部を改正する法律の施行に伴い、個人情報保護の観点から、資格確認書のコピーを提出する際は、保険者番号及び被保険者等記号・番号の3箇所のうえご提出ください。